

労働災害防止協議会を開催しました

令和7年7月24日、猛暑が続く中、大鰐森林事務所の大鰐町東虹貝山国有林の素材生産請負事業箇所において労働災害防止協議会を開催しました。

この協議会は、当署発注の請負事体や立木販売の買受者等の労働災害防止対策を推進するためのもので、林業・木材製造業の安全教育等を行う弘前労働基準監督署(以下「労基署」)及び林業・木材製造業労働災害防止協会青森支部(以下「林災防」)との共催で、森林組合、林業会社の13事業体や県の出先や関係市の7機関の40名の参加をいただきました。

当署長から、「協議会前に立木販売箇所での伐木作業による災害が発生している、災害を防ぐためには守るべきことはきちんと守る・守らせる、効率よりも安全第一といった決意・行動を徹底して持続可能な会社経営を営んでいただきたい」、労基署長から、「労働災害に対する事業主や作業者の責任があり、悪質なものは書類送検に至るものがあるので、遵守事項の徹底をしてもらいたい」、とそれぞれあいさつがありました。



チェーンソーでのスギ立ち木の伐倒及び木寄せの実演では、林災防から「伐倒中の

チェーンソーが動いている状態で、他の作業員が近くで作業すればチェーンソーが接触する危険性があるため、チェーンソーが止まっていることを確認してから他の作業員は作業を行うように」と指導がありました。

講評では、労基署から青森県内の林業労働災害の事故の型や傷病部位別の災害発生状況、林業労働災害防止の重点取組事項、熱中症対策の強化について説明があり、参加者は、暑い中、真剣に聞き入っていました。

立ち木を伐倒し、素材(丸太)にする採



材、特に広葉樹の採材について、青森県森林組合連合会から採材後の販売単価等について写真を見ながら説明がありました。事業が本格化し、広葉樹が出材した時の採材を検討するうえで参考としていただきたいと思います。東北森林管理局青森事務所からは、青森県内国有林の素材生産計画量等の説明がありました。



暑い中、現地での実演を交えた協議会でしたが、参加された方々は労働災害防止へ向けて決意を新たにしておりました。発注者としても、今後は労働災害を出さないという気持ちをもって労働災害防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

津軽森林管理署 次長 長岐哲弥